

令和6年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況に関する評価調書

(評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

所管部署	障害福祉課
------	-------

第1 施設概要及び指定管理者

1 施設概要

名称	水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか
所在地	水戸市赤塚1丁目1番地
設置根拠	水戸市身体障害者生活介護施設条例
設置目的	在宅の身体障害者の福祉の増進を図るため。
施設内容	水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか
利用料金制	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2 指定管理者

選定方法	非公募
名称	社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会
構成員	—
所在地	水戸市赤塚1丁目1番地
指定期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
業務内容	1 センターの維持管理に関すること。 2 生活介護に関する事業の運営に関すること。 3 センターの使用の許可に関すること。 4 上記のほか設置目的の達成に必要な事業に関すること。 5 市長がセンターの管理上必要があると認めること。
その他	〔これまでの指定管理者〕 水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか（非公募） 平成18年4月1日～令和3年3月31日（3期15年）

第2 評価結果

指定管理者による管理運営状況の評価は、施設の維持管理等の業務について仕様書等に定められた要求水準を満たしているかどうか（業務の要求水準達成度に関する評価）、提供されるサービス等について利用者の満足を得られているかどうか（利用者の満足度に関する評価）の2つの観点から行い、要求水準を達成している場合は「適正」、不十分であり改善が必要な場合は「要改善」の判定を行っています。また、2つの観点からの評価を総合した総括評価については、簡明さ等の便宜上、5段階による判定を行っています。

本評価の実施目的は、指定管理者自らがその結果等の検証を通して、課題や問題点を把握し、主体的に改善に取り組むことにより、施設運営の適正化を図ることにあります。そのため、「要改善」とされた事項がある場合には、施設所管課の指導・監督の下、計画的に改善を図っていくものとします。

なお、評価において「要改善」とされた事項については、その具体的な指摘の内容、指定管理者による改善に向けた取組方針、状況等を下記の「第3 要改善事項に関する指定管理者の取組状況」に記載してあります。

1 業務の要求水準達成度に関する評価

評価項目 及び 評価の主な視点	所管課の評価	
	適正	要改善
(1) 管理業務の実施状況に関する評価		
ア 身体障害者生活介護施設の維持管理に関すること ・施設の保守点検を適切に行っているか。 ・必要な修繕を適切に行っているか。	○	
イ 事業の運営に関すること ・生活介護に関する事業は適切に実施されているか。 （施設の稼働率等の目標及び実績については、別紙1「利用状況について」を参照） ・食事提供に関する業務について、適切に実施されているか。 ・送迎に関する業務について、適切に実施されているか。		○
ウ センターの使用の許可に関すること ・使用許可等に関する業務について、適切に実施されているか。	-	-
エ その他 ・防火管理は適切に実施されているか。 ・危機対応管理は適切に実施されているか。 ・トラブルや苦情への対応を適切に行っているか。 ・虐待防止の対応について適切に行っているか。 ・利用者の意見を取り入れているか。	○	

<ul style="list-style-type: none"> ・参加者負担金等の取扱いは適切に行っているか。 ・併設する事業所との交流は行っているか。 ・地域との交流等は適切に行っているか。 ・視察や見学等に対しては適切に対応しているか。 ・各種調査等への対応は適切に行っているか。 ・市が実施する生活支援拠点等の整備について適切に対応しているか。 ・個人情報保護等の取組を適切に実施しているか。 ・情報公開の取扱いについては適切に実施しているか。 ・仕様書に基づき、市への業務報告を適切に実施しているか。 ・市の推進する施策等に機動的に協力することができているか。 		
(2) 管理運営体制の継続性、安定性に関する評価		
<p>ア 組織、職員の配置に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営に必要な組織を設置し、有資格者を含め、適正に職員を配置しているか。(運営組織及び職員配置の状況については、別紙2「施設の運営組織及び職員配置」※添付省略を参照) ・職務遂行能力の向上に必要な職員研修等を適切に実施しているか。 	○	
<p>イ 財務事務の処理に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者への業務委託等に係る契約事務を適切に執行しているか。 ・経理事務を適切に執行しているか(帳簿の整理、支払証拠書類等の保管等)。 ・物品の管理を適切に実施しているか。 	○	
<p>ウ 事業収支に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支決算は収支計画書の内容と大きな隔たりが生じていないか。(収支決算の状況については、別紙3「収支報告書」を参照) ・過大な支出や事業目的に合致しない支出が含まれていないか。 	○	
(3) サービス向上の取組に関する評価		
<p>ア 指定管理者が提案したサービス向上に資する事業に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業を計画どおり実施しているか。 ・提案事業の内容はサービス向上に寄与しているか。 		○

2 利用者の満足度に関する評価

評価項目 及び 評価の主な視点	所管課の評価	
	適正	要改善
(1) 利用者アンケートに関する評価		
<p>ア 利用者アンケートの結果に関すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度の利用者アンケートの結果、施設の整理、清掃状況など下記の調査項目について、概ね利用者の満足が得られているか(アンケートの調査結果については、別紙4「利用者アンケート結果」※添付省略を参照)。 		○

<p>【判断基準】 「とても良い」及び「良い」を合わせた割合が50%以上、かつ「悪い」及び「とても悪い」の割合が10%以下</p> <p>【アンケートにおける調査項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設の整理，清掃状況 ○職員の応対 ○サービスの満足度 ○設備・備品の使いやすさ ○施設内の案内表示 ○施設の満足度 ○施設の再利用 ○音楽療法講座の再利用 		
<p>イ 利用者アンケート結果の活用状況に関すること。</p> <p>・前年度の利用者アンケートの結果において、利用者から改善を求められた事項について、改善を図るなど適切に対応しているか。</p>	○	

3 総括評価

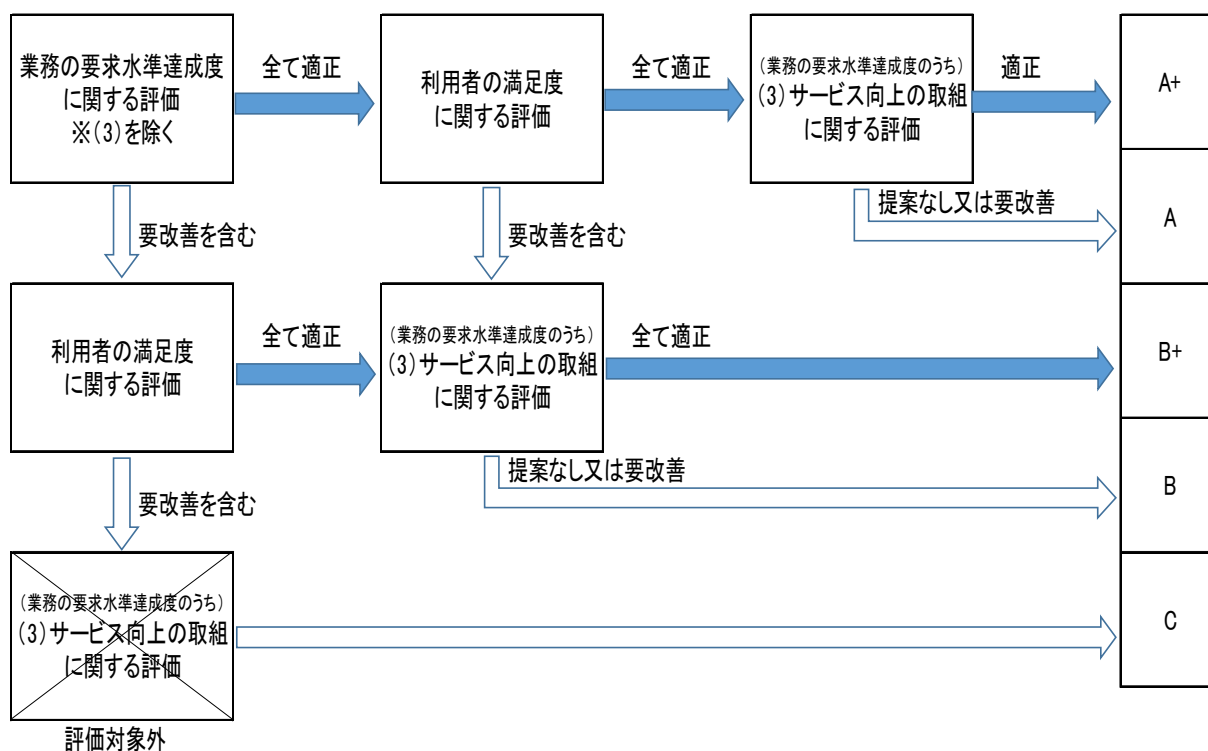
評価	所見
C	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の維持管理に関することについて、保守点検等、計画的に実施しており、適正と認められる。 ・ 事業の運営に関することについて、障害者の個性に合わせた個別支援計画の作成や、利用者向けの訓練の実施等、事業はおおむね適正に実施されているが、生活介護に関する事業において、月の延べ利用者数が目標に達しなかったため、要改善となった。 ・ サービス向上の取組に関する評価について、提案事項に対する利用者アンケートにおいて音楽療法講座の再利用について要改善となり、アンケートの内容を踏まえた提案事業を実施し、利用者のサービスを向上する必要があるため、要改善となった。 ・ 利用者アンケートに関する評価について、施設の整理，清掃状況の7項目全ての満足度音楽療法講座の再利用についてが、「是非利用したい」及び「利用したい」を合わせた割合が50%以上という判断基準に達していないため、要改善となった。 ・ 施設の管理運営については、おおむね適正に運営がされているが、上記のとおり、業務の水準達成度が目標指数に達していないことや、サービス向上の取組に関する評価が要改善となったため、総合評価は「C」とする。

<評価基準>

評価	業務の要求水準達成度に関する評価※	利用者の満足度に関する評価	業務の要求水準達成度のうち、(3)サービス向上の取組に関する評価
A+	全ての項目が「適正」である場合	全ての項目が「適正」である場合	「適正」である場合
A	〃	〃	「要改善」である場合、又は、提案による取組がない場合
B+	業務の要求水準達成度、利用者の満足度のいずれか一方に「要改善」がある場合		「適正」である場合
B	〃		「要改善」である場合、又は、提案による取組がない場合
C	「要改善」がある場合	「要改善」がある場合	評価対象外

※ 業務の要求水準達成度のうち、(3)サービス向上の取組に関する評価を除く。

【参考：総括評価判断フロー】



第3 要改善事項に関する指定管理者の取組状況

本年度の評価において、要改善の判定を受けた事項に関して、その改善に向けた指定管理者の取組方針等を記載しています。

なお、区分の欄中、「新規」の記載がある事項は、本年度の評価で新たに要改善とされた事項であり、「継続」の記載がある事項は、昨年度以前の評価においても指摘がなされていたが、改善が図られず、今年度の評価においても同様の指摘を受けた事項となります。

区分	要改善事項		改善に向けた指定管理者の取組方針等
	評価項目	指摘の内容	
新規	1-(1)-イ 事業の運営に関する こと	生活介護の目標指数は、月の延べ利用者数の平均が前年より増加していることであったが、目標に達しなかったため、サービス内容を充実する等、利用者増加に向けた取組により改善の必要がある。	創作的活動の拡充等、サービス内容の充実を図り、現在の利用者の利用日数の増加に努めるとともに、SNS等を活用し作業や行事の様子など施設の魅力を発信し、新規利用者を獲得していく。
継続	1-(1)-イ 事業の運営に関する こと	送迎に関する業務について、運転手以外の介添人は同乗しておらず、改善が必要である。	運行スケジュール等の見直しを図り、介添人が同行できるように改善を図る。
継続	1-(3)-ア 指定管理者が提案したサービス向上に資する事業に関する こと	サービス向上の取組に関する評価について、提案事項に対する利用者アンケートにおける音楽療法講座の再利用が要改善であるため、アンケートの内容を踏まえて、提案事業の改善が必要である。	アンケートの内容を踏まえて、提案事業の改善を図る。
新規	2-(1)-ア 利用者アンケートの結果に関する こと	設備・備品の使いやすさについて、おおむね利用者の満足を得られているかについては、の要改善となっているため、利用者アンケートの内容を反映し、改善をする必要がある。	利用者アンケートの意見を踏まえて、施設の修繕については、緊急性・重要性等を総合的に勘案し、計画的な修繕を検討していく。
新規	2-(1)-ア 利用者アンケートの結果に関する こと	音楽療法講座の再利用について、おおむね利用者の満足を得られているかについては、要改善となっているため、利用者アンケートの内容を反映し、改善をする必要	利用者アンケートの意見を踏まえて、音楽療法講座の内容の見直しを図り、今後も参加してもらえるように努める。

		要がある。	
--	--	-------	--

【参考】

前年度の評価において、要改善事項とされたもののうち、指定管理者において改善等を図った事項を記載してあります。

要改善事項		改善等の状況
評価項目	指摘の内容	
1-(1)-エ その他	市が実施する生活支援拠点等の整備について、緊急時の短期入所受入のみ実施しており、体験機会の場を提供できるよう、整備をする必要がある。	緊急時の受入及び体験機会の場の提供を実施しており、改善していると認められる。

水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつか（生活介護）の利用状況について

【設定した数値目標】

288人以上

【目標設定の考え方】

月の延べ利用者数の平均が、前年度の月の延べ利用者数の平均よりも増加していること。

前年度実績：288人

・利用者数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和6年度	255	266	229	228	219	215	212	193	184	183	169	199	2,552
令和5年度	289	322	303	310	308	316	298	293	272	249	242	257	3,459
増減率(%)	-11.8%	-17.4%	-24.4%	-26.5%	-28.9%	-32.0%	-28.9%	-34.1%	-32.4%	-26.5%	-30.2%	-22.6%	-26.2%
増減要因	施設入所による契約終了や、体調不良等による欠席者の増加があり、利用者が減少したため。												

(参考) 令和4年度以前の状況

※現指定管理者の指定期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。

・利用者数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和4年度	335	323	291	278	284	303	313	286	251	232	245	294	3,435
令和3年度	250	281	282	301	302	294	316	323	297	195	284	339	3,464
令和2年度	220	250	223	234	256	246	259	256	251	246	240	269	2,950
令和元年度	269	284	252	260	275	251	260	243	226	214	225	215	2,974
平成30年度	294	296	287	297	267	270	303	271	260	240	253	282	3,320
平成29年度	244	281	258	256	280	276	273	282	260	259	255	299	3,223

身体障害者デイサービスセンターあかつか収支報告書（令和6年度）

第1 管理業務

1 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	比較 (決算－予算)	備考
指定管理料	41,392,000	41,392,000	0	
利用料金			0	
その他	1,382,000	1,406,069	24,069	利用者等給食費収入 雑収入 間接経費分
収入計（A）	42,774,000	42,798,069	24,069	

2 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	決算額	比較 (予算－決算)	備考
○人件費				
1 人件費	33,085,000	33,965,160	△ 880,160	福利厚生費等を含む
小計	33,085,000	33,965,160	△ 880,160	
○運営費（人件費を除く）				
1 光熱水費	3,265,000	2,902,686	362,314	電気代 ガス代 水道代
2 通信費	432,000	390,191	41,809	
3 事務用品費	803,000	2,103,342	△ 1,300,342	
4 支払手数料	0	1,815	△ 1,815	
5 広告宣伝費	10,000	0	10,000	
6 会議費	2,000	0	2,000	
7 保険料	149,000	143,219	5,781	
8 燃料費	660,000	553,368	106,632	車輛燃料費
9 賃借料	723,000	822,536	△ 99,536	
10 委託料	519,000	550,974	△ 31,974	業務委託料 保守点検料
11 修繕料	313,000	352,682	△ 39,682	車輛費
12 租税公課	9,000	8,800	200	
13 消費税及び 地方消費税	0	0	0	
14 雑費	2,804,000	3,213,489	△ 409,489	給食費支出 返還金支出 諸謝金等 拠点区分間繰入金支出
小計	9,689,000	11,043,102	△ 1,354,102	
支出計（B）	42,774,000	45,008,262	△ 2,234,262	

(A) - (B)	0	△ 2,210,193	
-----------	---	-------------	--